

学校いじめ防止基本方針

天栄村立広戸小学校

本方針は、広戸小学校の全児童が「安全で安心な学校生活を送る」ことができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 基本的な考え

いじめは決して許される行為ではないが、どの子ども達にも、どの学校でも起こり得ることである。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を確実におさえ、取り組まなければならない。

実際の取り組みにおいては、校長のリーダーシップのもと学校全体で進める必要がある。特に、いじめを生まない土壌づくりに取り組む未然防止活動は、教育活動と密接に関わっており、すべての教職員が意識化し日々携わっていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 目的

本校に「生徒指導推進委員会（いじめ根絶チーム）」を設置し、子どもや保護者に対して、いじめ防止について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にし、未然防止・早期発見等に取り組む。

(2) 内容

- ① いじめの未然防止と早期発見に対する取り組みの実施
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 保護者や地域に対する情報収集・情報発信と意識啓発
- ④ 個別面談や相談の受け入れ
- ⑤ いじめ事案への対応
- ⑥ 関係機関との連携

(3) 構成

全職員

4 いじめに対する措置

(1)「広戸小学校いじめへの対応マニュアル」に基づく。

(2)重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の措置を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、天栄村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する村の組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの未然防止等に対する年間計画

	未然防止・早期発見	会議等
1 学期	・ 困りごとアンケートの実施、集計 ・ 諸問題調査と報告 ・ 家庭訪問 ・ 学習相談 ・ 第1回QUテスト ・ 通学班、清掃班会議	・ 生徒指導推進委員会 (月1回) ・ 職員会議及び職員打合せ
2 学期	・ 困りごとアンケートの実施、集計 ・ 諸問題調査と報告 ・ 教育相談 ・ 学習相談 ・ 第2回QUテスト ・ 通学班、清掃班会議 ・ 学校評価アンケートの実施、集計	・ 生徒指導推進委員会 (月1回) ・ 職員会議及び職員打合せ
3 学期	・ 困りごとアンケートの実施、集計 ・ 諸問題調査と報告 ・ 学習相談 ・ 通学班、清掃班会議	・ 生徒指導推進委員会 (月1回) ・ 職員会議及び職員打合せ
通年	・ 「心のお天気」を毎朝及び下校時に児童が行う。(3学年以上)	

広戸小学校いじめへの対応マニュアル

広戸小生徒指導部

早期発見のために

- 日常の児童の観察・毎日の「心のお天気」調査・こまりごとアンケート調査・スクールカウンセラーからの情報提供による早期発見に努める。
- いじめられている児童や保護者の訴えに謙虚に耳を傾ける。
- 地域の方々からの情報の収集とその分析により実態を正確に把握する。

いじめられている児童の立場に立ち、学級担任だけに任せることなく、登下校や課外活動の状況等も含め、組織を挙げて複数の目と視点で総合的に判断すること。

いじめは、どの学級でも、どの児童でも起こり得るという危機意識を持つこと。

日常の生徒指導の徹底

いじめへの即時対応

校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が該当児童の観察や情報収集に努める。緊密な情報交換と共通理解の下、次の点に留意して対応に当たる。

- ① それぞれの教職員の役割分担や責任を明確にする。
※各学級担任・生徒指導推進委員会＝校長＝教頭
- ② いじめられている児童の立場に立って、養護教諭や7学年等が積極的に関わり『心の居場所』の確保に努める。
- ③ 全職員でいじめられている児童を必ず守り通すという毅然とした姿勢をしめすとともに、傍観者を作らないための指導の徹底を図り、情報収集や実態把握を工夫して事実関係の正確な究明を図る。
※日常の学級指導・こまりごとアンケートの実施と分析を行う。
- ④ 保護者からの訴えを受けた場合は、謙虚に耳を傾けることが必要である。その上で、家庭やPTAに協力を求め、関係者全員で取り組むことが大切である。
- ⑤ いじめられている児童には、緊急避難的な対応として欠席を弾力的に考えたり、学級内でのグループや座席替えを行ったりして関係の改善に努めることも大切である。
- ⑥ 卒業するまで継続して十分な注意を払ったり、小・中連携を生かした指導の継続をしたりするなど、いじめが完全になくなるまで徹底した指導を行う。

指導の継続とケア

【いじめられている児童へは】

学級担任や養護教諭等との連携を図りながら心のケアをしっかり行い、望ましい人間関係の構築ができるよう継続して指導していくことが大切である。

【いじめた児童へは】

家庭環境等に留意しながら、いじめの背景となる部分を教育相談等により根気強く指導していくことが重要である。

改善が困難な場合には、関係機関との連携を図り、児童の健全育成に向け協力しながら対応していくことが必要である。

【家庭へは】

深い愛情と信頼で結ばれ、安らぐことのできる場所を確保することが大切である。また、その上で、毅然としたいじめ対応などにより、善悪の判断や正義感、他人への思いやりや弱いものを助ける勇気などを身につけさせるよう努めてもらうことも必要である。

※学校通信・学年通信・懇談会・PTA総会・教育相談など

【地域へは】

個人情報には十分配慮しながらも、いじめに対する学校の取り組みについて公表し地域の方々へ理解を求めるとともに、いじめを許さない地域づくりへの啓発と地域でも児童を見守ってもらうよう働きかけを行う。